全世帯配布広報紙折り込み配布業務委託仕様書

1 配布広報紙 全世帯配布広報紙 きょうと府民だより (令和6年10月号【第522号】~令和8年9月号【第545号】)

2 体 裁 A 4 判 (16 ページ (7 回)、20 ページ (5 回))

16ページ:10、11、1、3、4、6、8月

20ページ:12、2、5、7、9月

3 紙 質 51.8g/m²以下(「京都府庁グリーン調達方針」に則る)

4 配布回数 月1回

令和6年10月号から令和8年9月号までの計24回

5 予定配布部数 各号 44,450 部

6 配布方法

- (1) 京都、朝日、毎日、読売、産経、日経の6紙の朝刊に折り込み、宮津市・京丹後市・南丹市・井手町・笠置町・和東町・南山城村・京丹波町・伊根町・与謝野町の3市6町1村の全新聞購読世帯(事業所等含む)に配布すること。
- (2) 折り込みの際には、広報紙を他の折り込み広告の一番上に折り込むよう、新聞販売店を指導すること。
- 7 配 布 日 毎月1回(1日を原則として府が指定する日)
- 8 業務完了日 配布日をもって各号の業務完了日とする。
- 9 そ の 他 (1) 契約締結後速やかに次の書類を提出すること。
 - ①担当者名簿
 - ②配布工程表
 - ③配布の具体的な流れの分かる資料
 - ④苦情処理責任者及びその連絡先
 - ⑤府や府民から苦情を受け取ってから処理するまでの流れ
 - (2) 契約期間中は、常時、1名以上の担当者が対応可能な体制を組むこと。
 - (3) 読者等から寄せられた配布に係る苦情等については、その都度、迅速かつ誠実に調査の上、府に報告し、府の指示を受けること。
 - (4) その他、問題が生じた場合は、府と相談し、対応すること。
 - (5) この仕様書で定めた項目のうち変更の必要が生じた場合は、甲乙が協議して定めることとする。